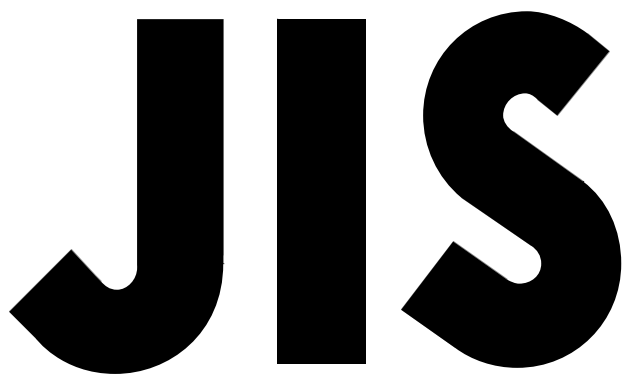




情報及びドキュメンテーション—用語

JIS X 0701 : 2005

(INFOSTA/JSA)

平成 17 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	伊 藤 章	財団法人日本規格協会
	伊 藤 文 一	財団法人日本消費者協会
	岩 下 直 行	日本銀行
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小 川 義 久	財団法人日本情報処理開発協会
	寛 捷 彦	早稲田大学
	河 内 浩 明	社団法人電子情報技術産業協会
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	小 町 祐 史	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	田 中 謙 治	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	成 田 博 和	富士通株式会社
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 泰	日本アイ・ピー・エム株式会社
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成元 12.1 改正：平成 17.7.20

官 報 公 示：平成 17.7.20

原 案 作 成 者：社団法人情報科学技術協会

(〒112-0002 東京都文京区小石川 2-5-7 佐々木ビル TEL 03-3813-3791)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS X 0701 : 2005

情報及びドキュメンテーション－用語

訂 正 票

位 置	誤	正
裏表紙 英文規格名称	information and Documentation－Vocabulary	Information and documentation－Vocabulary

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 17 年 9 月 1 日作成

白 紙

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人情報科学技術協会(INFOSTA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって **JIS X 0701:1989**, **JIS X 0702:1989**, **JIS X 0705:1989**, **JIS X 0706:1989** は廃止・統合され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 5127:2001**, Information and documentation—Vocabulary を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS X 0701 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) 資料の保存

附属書 2 (参考) 情報及びドキュメンテーションの法的視点

附属書 3 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
適用範囲	1
表記法	1
情報ドキュメンテーション用語	2
1. 基本用語	2
1.1 関連分野の基本用語	2
1.2 情報及びドキュメンテーションのための基本用語	6
1.3 管理用語及び職務用語	7
2. 資料, データ媒体及びそれらの部分	8
2.1 一般用語	8
2.2 資料及びその部分	9
2.3 媒体別資料	12
2.4 形状別資料	16
3. ドキュメンテーション機関及びその所蔵資料	17
3.1 一般用語	17
3.2 図書館	19
3.3 文書館	20
3.4 博物館, 美術館	21
4. ドキュメンテーションの過程	22
4.1 蔵書計画, 構成及び収集	22
4.2 分析, 表示及び内容記述	25
4.3 保管, 検索	35
5. 情報及び資料の利用	41
5.1 一般用語	41
5.2 管理	41
5.3 インフラストラクチャ	42
5.4 利用の諸形態	43
5.5 サービス	43
5.6 利用者調査	45
附属書 1 (参考) 資料の保存	46
6.1 一般用語	46
6.2 保存に適した材料の性質	47
6.3 資料の製作及び保存のプロセス	49
6.4 資料を損傷する原因	49
6.5 資料の仕上げ又は補修に用いる材料	49

	ページ
6.6 資料損傷の種類	51
6.7 保存手段	52
6.8 製本の部分	54
6.9 製本の種類	55
6.10 製本プロセス	56
附属書 2 (参考) 情報及びドキュメンテーションの法的視点	58
7.1 一般用語	58
7.2 文学, 美術及び産業財産	58
7.3 プライバシー及び情報アクセス	64
附属書 3 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	67
解 説	69
索 引	72

白 紙

情報及びドキュメンテーション—用語

Information and documentation—Vocabulary

序文 この規格は、2001年に第1版として発行された **ISO 5127**, Information and documentation—Vocabulary を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

また、この規格で**附属書1**及び**附属書2**は、原国際規格の本体から附属書に変更したものである。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書3**（参考）に示す。

適用範囲 この規格は、情報及びドキュメンテーション分野における用語及び定義について規定する。この規格は、コミュニケーションを確保するため、該当する概念を選択して定義を付し、用語を与えて、その間の相違を明らかにすることを目的としている。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 5127:2001, Information and documentation—Vocabulary (MOD)

表記法 この規格では、各用語を番号、用語、定義及び対応英語の四つの欄に分けて記載する。それぞれの欄における記載方法は、次のとおりとする。

a) **用語番号** **ISO 5127:2001**に従い、概念体系に基づくポイントシステムによる。

b) **用語**

- 1) 太字で表されているものは、優先語（優先使用の用語）で、複数あるときは、文脈に従って使い分け、順位を付けない。

例 システム、体系 (1.1.1.06)

- 2) 並字で表されているものは容認語で、優先語が適当でない場合に限り使用が許される。

例 資料、文献 (1.2.02)

- 3) 用語の一部が丸括弧で囲まれているのは、意味を限定する用語で、その部分を省略してもよい。省略するか、又はしないかは文脈によって、順位はない。

例 （分類記号の）許容性 (4.2.2.4.20)

- 4) 用語の後に (1), (2) …の番号が付されているのは、同称異義語であって、異なる定義が同形又は同音の用語で表現されている場合である。
- 5) 用語の後の丸括弧 () 内の“平仮名”は、その読みであって、読み方に誤読のおそれのある場合に付されている。
- 6) 定義の前の山形かっこ “〈 〉”内は、一つの用語が複数の概念を表す場合のそれぞれの概念が属す